

福祉施設の事業形態の紹介②

今回ご紹介する『就労継続支援 B 型』事業所は、例年、本校の普通科卒業生の 20～35%が進路先として選んでいる事業形態です。

【就労継続支援 B 型（非雇用型）】 厚生労働省の HP を参考にしています。

対象者	就労移行支援事業等利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (2) 50歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 (3) (1) 及び (2) のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメント (※) により、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 (4) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、区市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者
サービス内容	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行う。

本校の学区域や近隣の区市にも、就労継続支援 B 型事業を行う福祉施設は多数あります。実際の仕事内容は、受注作業（雑誌の付録、箸のさや入れ）や自主製品作り（ハガキや石鹸、パン、クッキーなど）、カフェ運営など、取り組んでいる内容は様々です。通所は基本的に自主通所となります。

（※）アセスメントは『就労アセスメント』のことです。就労アセスメントは障害者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援であり、障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援のために行うものです。アセスメントによって進路先が決まるわけではありません。自治体によって、実施時期や実施方法が異なります。

裏面に各区の就労アセスメントの例年の流れを掲載しました。ご確認ください。

今年度は変更の可能性もあります。

【各区の就労アセスメント】

自治体	実施時期	対象者	実施方法
練馬区	2年生の12月ぐ らいから3年生で B型の実習を行う 前まで	B型事業所を 希望する人	①就労移行支援事業者が学校に来校し、本人の様子をアセス メントする。 ②本人が就労移行支援事業所に行き、アセスメントをする。 ①、②のどちらかを選んで実施する。 ★受給者証が必要。
中野区	2年生～3年生の 実習期間	B型事業所を 希望する人	◇中野区内の就労移行支援事業所に現場実習という形で実習 をすることでアセスメントをする。 ★受給者証は必要なし。
杉並区	2年生の夏休み	生活介護を希 望する人以外	◇杉並区内や近隣の就労移行支援事業所に行き、アセスメン トをする。 ★受給者証が必要。
新宿区	3年生の3学期	B型事業所の 利用が決まっ た人	◇決定したB型施設で実習を行い、そこに就労移行支援事業 者が訪問してアセスメントをする。 ◇就労移行支援事業所へ行き、アセスメントをする。 どちらの方法でアセスメントするかは、区から提案される。 ★受給者証は必要なし。

就労選択支援制度について

就労選択支援とは、障害者総合支援法の改正によって新しく作られた障害福祉サービスの一つです。障害のある人が本人の希望や特性、能力にあった就職や就労支援サービスが選べるようサポートすることを目的としています。2025年10月からサービスが開始されることになっていますが、在学中の生徒の利用の方法については、まだ未定となっています。

各自治体の対応となるため、詳細は分かり次第、お知らせをするようにいたします。